

国民健康保険療養費支給申請書

(あて先) 京都市長

申請内容審査

--	--

被保険者記号・番号		京		申請年月日		年 月 日			
申請者(世帯主) 住所									
氏名				電話					
療養費の支給について、下記及び裏面のとおり申請します。									
療養等の期間				療養を受けた被保険者の氏名及び生年月日					
年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)				昭・平・令 年 月 日生					
個人番号 (				)					
傷病の原因		(1) どんな用事で何をしている時		☐ 私用		☐ 通勤の行き帰り		☐ 工作中	
		(2) 本人の故意、違法行為、闘争、泥酔など		☐ なし		☐ あり (内容		)	
		(3) 第三者による加害行為 (交通事故など)		☐ なし		☐ あり			
京都市国民健康保険を使えなかった理由 (詳しく記入してください。)									
療養等の内容		一般・海外・歯科・訪問看護・医科の調剤(院外処方)・ 歯科の調剤(院外処方)・柔道整復・はり灸・あんまマッサージ・ 治療用装具・生血・移送時の医学的管理				入院外来 区分		入院・外来等	
療養等について 支払った額		円		食事療養又は生活療養に ついて支払った額		円			
希望振込先		銀行 信用金庫 組合 〔金融機関コード 〕		本店 支店 出張所 〔支店コード: 〕		口座種別		1. 普通 2. 当座 3. 貯蓄	
		口座番号		口座名義		(フリガナ)			
※ 世帯主以外の方の 口座への振込を希望 する場合		本申請に基づく療養費の受領に関する権限を代理人に委任します。 年 月 日 世帯主 氏名 代理人 住所 氏名							

(注1) 太線の中のみ記入してください。「傷病の原因」欄及び「療養等の内容」欄は、当てはまるものを選んでください。
(注2) 一般・歯科・訪問看護・調剤・柔道整復・はり灸・あんまマッサージ・移送時の医学的管理の場合は、別紙又はそれに準じた明細書を病院等で書いてもらい、領収書と合わせて提出してください。
(注3) 海外療養費の場合は、診療内容明細書、領収明細書、「渡航者」及び「日本を出国してから渡航先の医療機関等で治療を受けて日本に帰国するまでの全ての出入国記録」が確認できるもの(パスポート、航空券等)の写し、調査に係る同意書を提出してください。
なお、診療内容明細書、領収明細書が日本語以外の場合は、日本語に翻訳し、翻訳者の住所・氏名を記載してください(自分で翻訳も可)。
(注4) 治療用装具の場合は、治療用装具製作指示装着証明書及び領収書(靴型装具は、併せて写真が必要)を提出してください。
(注5) 生血の場合は、医師の輸血証明書及び領収書を提出してください。
(注6) 災害その他の政令で定める特別の事情がないのに保険料を滞納しているときは、給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることがあります(国民健康保険法第63条の2、国民健康保険法施行令第1条の2)。
なお、保険料が完納され、又は区長が適当と認めたときは、差し止めを解除します。
(注7) 一時差止に係る給付の額から滞納している保険料を控除することがあります(国民健康保険法第63条の2)。

確 認 欄	□ 支 給	療 養 の 給 付	(点数)	点 × 10 × (1 - 負担割合)	= (A)	円	
		食 事 療 養 又は生活療養	(基準食事療養費又は生活療養)	(標準負担額)	(B)	円 =	円
		支 給 金 額	(A) + (B) =				円
		点 数 制 で ない も の	(金額)	(1 - 負担割合)	=	円	
	□ 不支給	理 由					

個人番号検査書類有	受 付 簿	納付状況	経費支出決定	一時差止め	支出命令	滞納保険料額控除	給付記録	備 考
-----------	-------	------	--------	-------	------	----------	------	-----